

岐阜県公報

第二千四百八十三号
平成二十五年九月二十七日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (男女参画青少年課) 六三九

告示

有害興行の指定 (男女参画青少年課) 六四〇

水源地域の指定 (林政課) 六四〇

道路の区域変更 (道路維持課) 六四一

選挙管理委員会告示

訂正届が提出された衆議院小選挙区選出議員選挙における

選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表 (選挙管理委員会) 六四一

公示

落札者等に関する公示 (防災課) 六四二

特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課) 六四二

准看護師試験の実施 (医療整備課) 六四三

大規模小売店舗の新設の届出に関する件 (商業流通課) 六四五

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等 (農地整備課) 六四五

公共測量の実施 (用地課) 六四五

土岐都市計画道路事業の周知 (街路公園課) 六四六

規則

岐阜県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年九月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十七号

岐阜県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

次のように改正する。
岐阜県青少年健全育成条例施行規則(昭和三十六年岐阜県規則第二十一号)の一部を

第十七条中「に規定する者」を「の規定による知事の指定」に、「知事が指定し、及び必要」を「行うものとし、知事は、当該指定をした者について、必要」に改め、同条第三号中「教育委員会事務局学校支援課」の下に、「特別支援教育課」を加え、「及び小学校」を、「小学校及び特別支援学校」に改める。

別記第十号様式裏面中「(8) 第30条第1項に規定する職業を指す者」を「(8) 雇用済労働者(労働者)を指す者」に改める。
「(9) 第30条第1項に規定する職業を指す者」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第四百五十六号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十五年九月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	帯	配給会社名
映画	義父の愛人	絡みあう素肌	大蔵映画
	若妻淫熱	タマリ性感帯	新東宝映画
	異父姉妹	だらしない下半身	オーピー映画
	フィルムス(原題)	FILTH	フッパリンク

2 指定年月日

平成25年9月27日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第四百五十七号

岐阜県水源地域保全条例(平成二十五年岐阜県条例第二十四号)第十三条第一項の規定により、次のとおり水源地域を指定するので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十五年九月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

市町村名	指定の区域	縦覧場所

岐阜市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県岐阜農林事務所及び岐阜市農林部農林園芸課
大垣市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県西濃農林事務所及び大垣市経済部農林課
高山市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県飛騨農林事務所及び高山市農政部林務課
関市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県中濃農林事務所及び関市経済部林業振興課
中津川市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県恵那農林事務所及び中津川市農林部林業振興課
美濃市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県中濃農林事務所及び美濃市産業振興部産業課
瑞浪市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県東濃農林事務所及び瑞浪市経済環境部農林課
恵那市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県恵那農林事務所及び恵那市経済部林業振興課
美濃加茂市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県可茂農林事務所及び美濃加茂市産業建設部産業振興課
山県市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県岐阜農林事務所及び山県市産業課
飛騨市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県飛騨農林事務所及び飛騨市農林部農林課
郡上市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県郡上農林事務所及び郡上市農林水産部

下呂市	水源地域区域図に示すとおり	林務課 岐阜県林政部林政課、岐阜県下呂農林事務所及び下呂市農林部林務課
海津市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県西濃農林事務所及び海津市産業経済部農林振興課
関ヶ原町	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県西濃農林事務所及び関ヶ原町産業建設課
揖斐川町	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県揖斐農林事務所及び揖斐川町産業建設部農林振興課
川辺町	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県可茂農林事務所及び川辺町産業環境課
七宗町	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県可茂農林事務所及び七宗町農林建設課
八百津町	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県可茂農林事務所及び八百津町産業課
白川町	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県可茂農林事務所及び白川町農林商工課
東白川村	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県可茂農林事務所及び東白川村産業建設課
白川村	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県飛騨農林事務所及び白川村基盤整備課

（「水源地域区域図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年九月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十五年九月二十七日
岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 別後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
県道	美岐山線	岐阜市島栄町一丁目四五番地二地先から 同市大字則武字清水一八三六番五地先まで	前 後	一五・〇 二五・〇 三・五	四四五・〇 四四五・〇	

選挙管理委員会告示二

岐阜県選挙管理委員会告示第八十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出のあった平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書について、訂正願があったので、次のとおりその要旨を公表する。

平成二十五年九月二十七日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

岐阜県第四区の候補者今井雅人に係る収支報告書の要旨（第一回分）3 報告書の要旨

「日本維新の会」岐阜県支部 政 党
「日本維新の会」岐阜県支部 政 党
5,000,000円
「日本維新の会」岐阜県支部 政 党
今井まさむね後援会

落札者等に
関する
告示
2,000,000円
3,000,000円

公 示

落札者等に関する告示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

平成二十五年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

1 入札に付した工事

- (1) 工事名 仕様書番号 防第1号 岐阜県防災情報通信システム整備工事
 - (2) 工事場所 岐阜市数田南二丁目1番1号 岐阜県庁 外181箇所
 - (3) 工事概要 岐阜県防災情報通信システム（衛星系通信及び地上系通信）の更新
 - (4) 工期 契約の日から平成27年9月30日まで
 - (5) 予定価格 6,940,454,377円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成25年4月23日
- 4 落札者を決定した日 平成25年8月2日
- 5 落札者の氏名及び住所 愛知県名古屋市中区西区牛島町6番1号
三菱電機株式会社中部支社
支社長 村井 武夫
- 6 落札金額 5,390,700,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 岐阜県防災課
 - (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年八月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 Monkey Pod
- 三 代表者の氏名 森 直子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市川部六丁目五七番地二
- 五 定款に記載された目的 この法人は、知的障害者の豊かな社会生活を支援し、障害児童の情操と自主性を育み、もって、地元の地域福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年八月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 心音
- 三 代表者の氏名 上等 友吉
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県本巣市上真桑二二四〇番地九三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害者とその家族に対して、福祉の向上と地域で自立した生活を送るために必要な事業を行い、

障害者が地域社会で共に暮らすことができる街づくりに寄与することを目的とする。

准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成二十五年岐阜県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十五年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験日時

平成二十六年二月十三日（木）午後一時から午後三時三十分まで

二 試験場所

羽島市江吉良町三〇四七 一 岐阜県立看護大学

三 試験科目

人体の仕組みと働き

食生活と栄養

薬物と看護

疾病の成り立ち

感染と予防

看護と倫理

患者の心理

保健医療福祉の仕組み

看護と法律

基礎看護

成人看護

老年看護

母子看護

精神看護

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

1 県内の文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修業した者又は修業する見込みの者（平成二十六年三月までに修業する見込みの者に限る。）

2 県内の文部科学省令・厚生労働省令の定める基準に従い知事の指定した准看護師養成所（以下「准看護師養成所」という。）を卒業した者又は卒業する見込みの者（平成二十六年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

3 県内の文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成二十六年三月までに修業する見込みの者を含む。）

4 県内の厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成二十六年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

5 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が3又は4に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたものであつて、准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定しているもの

6 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、5に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの
この場合において、岐阜県准看護師試験受験資格認定の手続及び審査方法については、別に定めるところによる。

7 県外の1から4までに該当する学校等を卒業し、若しくは修業した者又は卒業若しくは修業見込みの者で、准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定しているもの

五 受験手続

試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

1 受験願書（県所定のもの）

2 准看護師試験入力通知書（県所定のもの）

3 受験資格証明書

(一) 四の1から4までに該当する者が提出する書類

学校又は養成所の修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、平成二十六年三月三日（月）午後五時まで（必着）に修業証明書又は卒業証明書（以下「卒業等証明書」という。）を提出すること。

また、平成二十六年三月三日（月）以降に修業又は卒業する見込みの者については、右記提出期限までに修業又は卒業できると判定されたことを証する書面を

提出するとともに、修業又は卒業後速やかに卒業等証明書を提出すること。

なお、平成二十六年三月三日（月）午後五時までに提出を求めている右記書面の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

(二) 四の5に該当する者が提出する書類

外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証明する書面、看護師国家試験受験資格の認定書及び准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定していることを証明する書類（様式任意）を提出すること。

(三) 四の6に該当する者が提出する書類

知事が交付した准看護師試験の受験資格の認定書を提出すること。

(四) 四の7に該当する者が提出する書類

(1) 学校又は養成所の修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、平成二十六年三月三日（月）午後五時まで（必着）に卒業等証明書を提出すること。

また、平成二十六年三月三日（月）以降に修業又は卒業する見込みの者については、右記提出期限までに修業又は卒業できると判定されたことを証する書面を提出するとともに、修業又は卒業後速やかに卒業等証明書を提出すること。

なお、平成二十六年三月三日（月）午後五時までに提出を求めている右記書面の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

(2) 准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定していることを証明する書類（様式任意）を提出すること。

4 写真

出願前六月以内に撮影した写真（脱帽、正面向き、縦六センチメートル、横四センチメートル）とし、その裏面に学校又は養成所名（省略しないこと）、氏名及び撮影年月日を記載して提出すること。

なお、後日岐阜県が交付する受験票の裏面に、提出した写真と同じものを貼り付けて、試験当日に持参すること。

5 受験票交付用封筒

角形二号（A4サイズ）のもので、表面に郵便番号、宛先及び書留の表示を記載し、書留郵便料金に相当する郵便切手を同封すること。

六 受験手数料

受験手数料は六千九百円とし、この額に相当する岐阜県収入証紙を受験願書に貼り

付けて納付すること。この場合、収入証紙は消印しないこと。

七 受験に関する書類等の受付期間及び受付場所

受験に関する書類等は、平成二十五年十二月二日（月）から平成二十五年十二月九日（月）までの間に岐阜県健康福祉部医療整備課へ提出すること。

受験に関する書類等を直接持参する場合の受付時間は、右記期間中毎日午前九時から午後五時までとする。

また、受験に関する書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、平成二十五年十二月九日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける（宛先 〒五〇〇 八五七〇（県庁専用郵便番号のため住所不要）岐阜県健康福祉部医療整備課）。

八 受験票の交付

受験票は、平成二十六年一月二十二日（水）から平成二十六年一月二十四日（金）までの間に郵送により交付する。

九 合格発表

試験の合格者は、平成二十六年三月十日（月）午前十時に岐阜県庁前の掲示板及び県のホームページに受験番号を掲示して発表するとともに、合格証書を郵送する。

アドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/kenko-iryo/iryo/shiken-annai/shiken-annai.data/goukakusya25.pdf>

ただし、平成二十六年三月十日（月）午前十時までに卒業等証明書の提出がなされていない者については、卒業等証明書を受領した後に合格証書を郵送する。

なお、電話による可否の問合せは、一切受け付けない。

十 試験結果の提供

平成二十五年年度岐阜県准看護師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供する。

1 提供する試験結果

平成二十五年年度岐阜県准看護師試験の総合得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供場所

個人情報総合窓口（県庁二階、電話〇五八 二七二 一一一 内線二一九）及び県の各保健所（保健所に置かれる事務所を含む。）の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要となる。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十一 受験に関する手続等の問合せ

受験に関する手続等の問合せは、原則として電話で受け付ける。岐阜県健康福祉部医療整備課（電話 〇五八 二七二 一一一 内線二五三八）に問い合わせること。

十二 その他

1 受験願書、添付書類、写真等に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、在留カード、特別永住者証明書又は住民票（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十六号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

2 准看護師試験入力通知書の記入にあたっては、試験事務コンピューター処理の適正を図るため、「准看護師試験入力通知書記入要領」により正確に記入すること。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十五年九月二十七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年九月十三日

二 届出者の氏名又は名称

中部薬品株式会社

三 建物の名称及び所在地

関市緑ヶ丘商業施設

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十六年五月十四日

五 店舗面積

一、五〇六平方メートル

六 駐車場の収容台数

一〇八台

七 荷さばき施設の面積

一四〇平方メートル

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を関市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
上大野地区	関 市 役 所	平成二五・一〇九・二二八

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により養老町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
 平成二十五年九月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

養老町

二 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図作成（デジタルオルソ））

三 作業期間

平成二十五年四月二十五日から

同 二十六年三月二十四日まで

四 作業地域

養老郡養老町

土岐都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画道路事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

土岐都市計画道路事業

三・五・五号 新土岐津線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部街路公園課

四 事業地の所在

取用の部分

岐阜県土岐市泉町久尻字西本町、字横枕
 字新土岐津東町、字柵橋、字丸藪、字間畝口及び字新土岐津西町地内
 使用の部分 なし

平成二十五年九月二十七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
 発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社